

港湾法

1. 案内情報

- 手続名 : 特定用途港湾施設の建設等に係る資金の貸付を受ける者の認定
- 手続根拠 : ・港湾法第55条の7第1項
- 手続対象者 : 重要港湾において特定用途港湾施設の建設又は改良を行おうとする者
- 提出時期 : 特定用途港湾施設の建設又は改良に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けるとき
- 提出方法 : 特定用途港湾施設整備事業無利子貸付金認定申請書に港湾法施行規則第19条第2項に定める書類を添付し、申請者が事業を行おうとする港湾を管轄する地方整備局（北海道の港湾で港湾法施行令第4条第1項第2号に定める用途に供する係留施設及びこれに附帯する同条第2項に定める港湾施設の建設又は改良（以下「カーフェリー埠頭の整備」という。）を行おうとする申請者は北海道開発）を經由して国土交通大臣（北海道及び沖縄県の港湾で事業（北海道の港湾でカーフェリー埠頭の整備を行う場合を除く。）を行おうとする申請者にあつては直接運輸大臣）に提出してください。
- 手数料 : 無し
- 添付書類・部数 : 6部（正本1部、副本5部）
- 申請書様式 : 特定用途港湾施設整備事業無利子貸付金認定申請書（一太郎・WORD）
- 記載要領・記載例 : 提出先となる地方整備局にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先：

国土交通省港湾局管理課	03 - 5253 - 8111 (内線46144)
北海道開発局港湾空港部港湾計画課	011 - 709 - 2311
東北地方整備局港湾空港部港湾管理課	022 - 716 - 0002
関東地方整備局港湾空港部港湾管理課	045 - 211 - 7414
北陸地方整備局港湾空港部港湾管理課	025 - 265 - 7776
中部地方整備局港湾空港部港湾管理課	052 - 651 - 6453
近畿地方整備局港湾空港部港湾管理課	078 - 391 - 7757
中国地方整備局港湾空港部港湾管理課	082 - 511 - 3904
四国地方整備局港湾空港部港湾管理課	087 - 832 - 5781
九州地方整備局港湾空港部港湾管理課	0832 - 24 - 4116

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：提出先にお問い合わせ下さい。

3. 手続情報

審査基準：・港湾法施行令第2条

標準処理期間：2週間

不服申立方法：(行政不服審査法の規定による)